

八街市総合計画 2025

前期基本計画(案)

【説明資料】



## ○基本計画の概要について

基本計画とは、まちづくりの最上位計画に位置づけられる総合計画において、基本構想（別添参照）で示す将来都市像実現のための施策の目的や方針を明らかにするものです。

以下は、八街市総合計画 2025 前期基本計画(案)のページごとの内容説明です。

### ・ P.2～3

施策体系図：基本構想にて示した内容と基本構想のまちづくりのテーマ（分野）ごとに前期基本計画で示す施策の大綱と計画期間の取組、総合戦略の位置づけを見開きで示しています。

### ・ P.4～5

計画の進行管理：計画の実施結果を毎年検証・評価し、予算編成及び組織編成と連動させることで計画の着実な推進を図り、効率的で効果的な行財政運営を推進することを示しています。

### ・ P.6～20

総合戦略：国及び都道府県の総合戦略を勘案し作成された人口減少克服や地方創生に焦点化した計画です。詳細については本紙 P.6 をご覧ください。

### ・ P.22～110

分野別計画：P.22～23 に分野別計画の見方を示しております。P.25 以降は分野ごとに実施する施策について、現状と課題、行政がすること、市民・地域ができることなどについて示しております。

○本基本計画からの新たなポイント

- ・従来別ページにて設けていた施策とSDGsとの関係について、わかりやすくするため、各分野別ページ内にマークを用いて表記しています。(※1)

新規項目  
※1

やちまた『八つの街づくり』宣言に基づくまちづくりのテーマです。

一の街 めざします！便利で快適な街（都市基盤整備分野）
関連するSDGsのゴールです。

### 1. 秩序ある土地利用 主な担当課：都市計画課

自然環境と都市的環境とが調和したまちづくりを推進し、また、地域にふさわしい市街地を形成していきます。

**現状と課題**

- 本市では、2022年3月に「八街市都市計画マスタープラン」を策定し、その方針に基づき、都市計画を進めています。
- 従来の土地利用計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりについての検討が必要です。
- 商業施設等は大規模な駐車場が確保しやすい郊外に展開されており、八街駅北側地区等の整備された都市基盤を生かして、商業機能等の立地の促進を図ることが求められています。
- 駅を核とした都市基盤整備を推進するほか、まちづくり施設を展開していく必要があります。
- 東関東自動車道や国道51号等へのアクセス向上、歩行者の安全確保や通勤時の渋滞解消に向けた都市計画道路の整備を関係団体と協力して推進する必要があります。

**施策の指標**

指標の名称	現状値 (2023年度)	めざそう値 (2029年度)	めざす方向性
地区計画の地区数	3件	↗	地区の特性にふさわしい良好な都市形成及び保全を図ります。
都市計画道路の整備率	14.4%	↗	関係機関と協力し、都市計画道路整備事業を推進します。

**部門別計画**

- 八街市都市計画マスタープラン（2022年度～2044年度）
- 八街駅関連施設個別施設計画（2023年度～2032年度）

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。

まちづくりのテーマを実現するための施策の名称と主な担当課の名称です。

めざす将来の姿を実現するための基本的な方針です。

本市の現状と抱える課題です。

目標の達成度を測るための指標(モノサシ)です。

施策に関連する部門別計画の名称です。計画がない場合は省略されます。

施策に係る用語解説です。

- ・総合戦略施策（重点施策）であることがわかるように、各分野別計画ページ内にマークを用いて表記しています。（※2）
- ・協働の視点から各分野別計画ページにおいて、「市民・地域ができること」の項目を新たに設けています。（※3）
- ・各分野別計画ページに施策のイメージがしやすいように画像を添付しています。（※4）

I 総論  
 II 基本構想  
 III 前期基本計画  
 IV 資料編

**行政がすること（前期基本計画期間の取組）**

施策	NO.111	適正な土地利用の推進	●
方針	都市計画マスタープラン及び宅地開発指導要綱などにより、秩序ある土地利用を図ります。		
主な事業	● 都市計画マスタープランの進行管理 ● 適切な開発行為の誘導		

施策	NO.112	中心市街地の整備	
方針	駅を核とした中心市街地の整備を推進します。		
主な事業	● 駅周辺施設の適切な整備や維持管理		

施策	NO.113	都市計画道路の整備	●
方針	都市計画道路の整備を推進します。		
主な事業	● 都市計画道路整備事業の推進		

**市民・地域ができること**

- 市街地形成や土地利用に関する関心を高める。
- 駅周辺施設の適切な利用に努める。
- 都市計画道路整備への理解と協力を努める。



J R 横戸駅橋上駅舎及び自由通路

**新規項目 ※2**

総合戦略施策（重点施策）である場合、該当分野のマークが表記されます。

課題解決のために、前期基本計画期間において取り組む具体的な施策とその方針、主な事業を記載しています。

**新規項目 ※3**

課題解決のために、市民の皆様や、地域で取り組むことができることを記載しています。

**新規項目 ※4**

施策内容に関連する画像です。

## ○総合戦略の概要について

総合戦略は人口減少克服、地方創生に焦点化した計画であり、本市では総合計画における重点施策を総合戦略として位置づけ、一体的に策定しています。

## ○第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略案の基本目標について

地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により、国及び都道府県の総合戦略を勘案して地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないとされています。

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、「1 地方に仕事をつくる」、「2 人の流れをつくる」、「3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 魅力的な地域をつくる」の4つについてデジタルの力を活用していくとし、デジタル実装の基盤整備にも注力していくこととしています。

千葉県の「第3期千葉県地方創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」では、国の大別を勘案しつつ、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の策定を踏まえて、「基本目標1 地域経済を活性化する環境づくり（働く）」、「基本目標2 多様な人材が活躍できる社会づくり（活躍する）」、「基本目標3 子育てしやすい社会づくり（育む）」、「基本目標4 県民が暮らしやすい地域づくり（暮らす）」の4つを掲げ、デジタル技術を活用することで地方創生の実現・深化を推進することとしています。

国の「4分類」と、千葉県の「手段としてデジタル技術を活用する」という点を勘案し、かつ、市民意識調査結果での施策の満足度と重要度の相関を踏まえた次期総合計画における施策の掲載順序と整合性を図る点から、本市の第2次総合戦略の基本目標を維持しつつ、基本目標4つの記載順序を整理し、いずれの基本目標においても手段としてデジタル技術を活用していくこととし、基本目標を次のとおり設定します。

### 【第3次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略案における基本目標】

まち	基本目標1	人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり【まち分野】
ひと	基本目標2	「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり【ひと分野】
しごと	基本目標3	人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり【しごと分野】
活躍	基本目標4	結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍するまちづくり【活躍分野】

デジタル技術の活用

参考：国・県における総合戦略

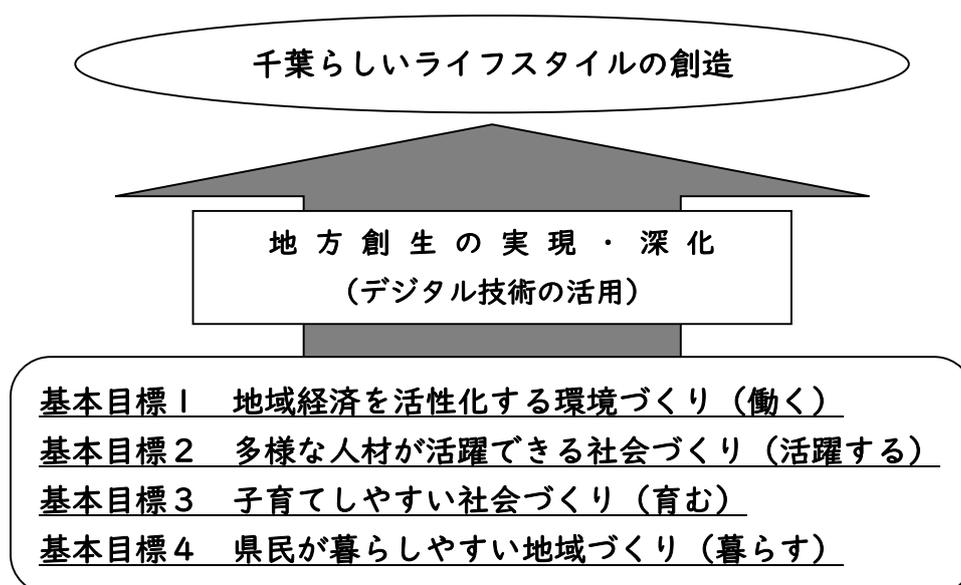
【国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の方向】

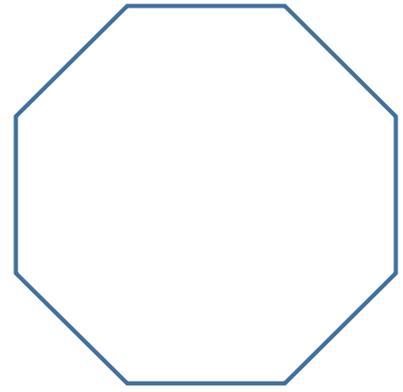
デジタルの力を活用した 地方の社会課題解決	<u>1 地方に仕事をつくる</u> <u>2 人の流れをつくる</u> <u>3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</u> <u>4 魅力的な地域をつくる</u>
--------------------------	--

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の 基礎条件整備	<u>1 デジタル基盤の整備</u> <u>2 デジタル人材の育成・確保</u> <u>3 誰一人取り残されないための取組</u>
-------------------	---

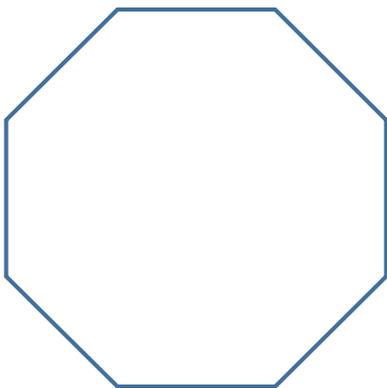
【千葉県の「第3期千葉県地方創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」の施策の方向】





## 基本構想

1. まちづくりの基本理念
2. 将来都市像
3. まちづくりのテーマ



## 1. まちづくりの基本理念

**ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、  
心安らぐまちづくりを、  
市民と行政の協働により進めます。**

本市は、先人が守り続けてきた豊かな自然や風土、あたたかい人情にあふれる人々、恵まれた地理的条件により、多くの人々を受け入れながら発展してきました。

しかし、少子高齢化社会の到来と人口減少の進行などを考えると、本市は、変革の時代を迎えています。

そこで、これまで育まれた美しい自然や風土を大切に「ふるさと八街」を引き継いでいくとともに、活力ある産業の振興を図り、八街独自の文化を継承・創造し、生涯を安心して暮らすことのできる調和のとれたまちづくりを、様々な活動主体<sup>i</sup>の協働<sup>ii</sup>により進めます。

---

<sup>i</sup>市民（市内に在住・在勤・在学する、性別・年齢・国籍・宗教などにとらわれない多様な立場の人）、地域（区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業など）、行政など

<sup>ii</sup>様々な活動主体が、それぞれが持つ特性を活かし、互いに相手を尊重し、補完し合い、連携、協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むこと

## 2. 将来都市像

2035年（令和17年）の本市の将来都市像を

**緑豊かに心豊かに健やかに  
ともに支えあい安心して暮らせる八街**

と定めます。

「緑豊かに心豊かに健やかに」とは、豊かな自然と基幹産業である農業をこれからも守り続け、すべての人が交流を通して思いやりの心を育み、健康的でいきいきとした生活を送る姿をあらわしています。

「ともに支えあい安心して暮らせる八街」とは、人と人が出会い、ともに支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる都市やちまたをあらわしています。

### 3. まちづくりのテーマ

本市は、将来都市像「緑豊かに心豊かに健やかに ともに支えあい安心して暮らせる八街」の実現に向けて、

#### やちまた『八つの街づくり』宣言

をまちづくりのテーマとして掲げます。

「やちまた『八つの街づくり』宣言」とは、本市がめざすまちづくりの政策目標を“八つの街”の姿として表現したものであり、将来都市像の実現に結びつけるまちづくりのテーマです。

また、それぞれの政策目標を横断する三つの分野横断的な視点により複雑化・多様化する諸課題に対応します。

八街市がめざす将来都市像

緑豊かに心豊かに健やかに  
ともに支えあい安心して暮らせる八街

八つの政策目標を達成し、  
将来都市像の実現を目指す

やちまた『八つの街づくり』宣言



〈一の街〉  
めざします！  
便利で  
快適な街



〈二の街〉  
めざします！  
安全で  
安心な街



〈三の街〉  
めざします！  
豊かな自然と  
活気あふれる街



〈四の街〉  
めざします！  
健やかに  
成長できる街



〈五の街〉  
めざします！  
心の豊かさを  
感じる街



〈六の街〉  
めざします！  
思いやりに  
あふれる街



〈七の街〉  
めざします！  
市民に寄り添う  
やさしい街



〈八の街〉  
めざします！  
ともにつくる  
持続可能な街

三つの分野横断的な視点

課題の共有と連携・協力

協働のまちづくりの推進

デジタル技術活用の推進

基本理念の基、市民と行政  
の協働でまちづくりを実施

まちづくりの基本理念

ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、  
心安らぐまちづくりを、  
市民と行政の協働により進めます。

### 3-1. 八つの政策目標



一の街 めざします！便利で快適な街

【都市基盤整備分野】

- 良好な都市空間が形成されている、住んでよかったと思える街
- 市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、すべての人にとってやさしい街



二の街 めざします！安全で安心な街

【防災・消防・安全分野】

- 市民、各種団体、関係機関及び行政が協力・連携し、災害や事故、犯罪などが発生しにくい、安全、安心に暮らせる街
- 市民と行政が一体となり、災害や犯罪に強く、危機管理体制が強化された、命と暮らしを守る強靱な街





### 三の街 めざします！豊かな自然と活気あふれる街

【産業・経済・環境分野】

- 市民一人一人が目標を持っていきいきと働き、各産業が力強い発展をする賑わいのある街
- 恵まれた豊かな自然環境を守り、いつでも自然とふれあうことのできる街



### 四の街 めざします！健やかに成長できる街

【保健・医療・子育て分野】

- 誰もが、住みなれた地域で生涯にわたりいきいきと暮らすことのできる街
- 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つ街





## 五の街 めざします！心の豊かさを感じる街

【文化・教育・学習分野】

- 市民一人一人が、生涯にわたり自己実現を図るため、いつでも学習機会を得、スポーツに親しむことができる街
- 先人が歩んできた郷土の歴史に学び、文化を未来へ紡ぐ、「ふるさと」と思い抱く街



## 六の街 めざします！思いやりにあふれる街

【福祉分野】

- 地域の福祉力を高め、地域で支えあいながら、市民、民間、行政が連携して福祉の充実を推進していく街
- 誰もが互いに尊重しあい、社会参加することができる街

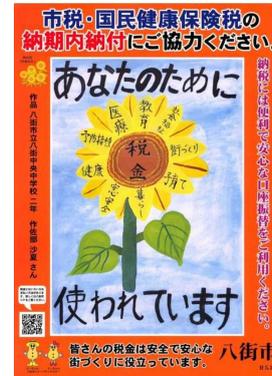




## 七の街 めざします！市民に寄り添うやさしい街

【市民サービス分野】

- 市民ニーズを的確に把握し、効率的で利便性の高い窓口サービスが提供される街
- 公平公正な税務行政を推進し、誰もが社会保険制度を利用できる街



## 八の街 めざします！とものつくる持続可能な街

【協働・自治・行財政分野】

- 限りある財源を有効活用し、市民ニーズに対応した効果的な行財政運営を進める街
- 幅広い情報を発信し、行政の透明性が高く、内外問わず魅力を感じる街
- 様々な活動主体が活躍し、連携・協力してまちづくりに参画する街



<sup>i</sup>市民（市内に在住・在勤・在学する、性別・年齢・国籍・宗教などにとらわれない多様な立場の人）、地域(区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業など)、行政など

## 3 - 2. 三つの分野横断的な視点

### 1. 課題の共有と連携・協力

#### (1) 本質的な課題の把握と共有

現代の暮らしを取り巻く課題は、複雑化・多様化しており、多角的な視点で捉える必要があります。貧困を例にとると、その要因は、高齢であったり障がいを抱えていることで働くことができない場合や、十分な教育を受けられなかったために不安定な低賃金の仕事にしか就けない場合など様々であり、要因に応じた支援が必要になります。

また、世帯で課題を捉えた場合には、ヤングケアラーのように親には介護支援が、子どもには教育支援や精神的なケアが必要になるといった複合的な対応が必要になるケースもあります。

このように、課題について、一つの側面だけでなく多角的な視点で捉え、本質を見極め、関係するあらゆる主体と課題を共有し課題解決に取り組みます。

#### (2) 分野を横断した連携・協力

多角的な視点で捉えた課題の解決に取り組む上で、分野を横断した複合的なアプローチが必要になる場合があります。

本市では、具体的な対応について分野を横断し、関連部署や行政組織以外のあらゆる主体の間で課題を共有し、連携・協力していくことで、誰一人取り残さないまちづくりを進めます。

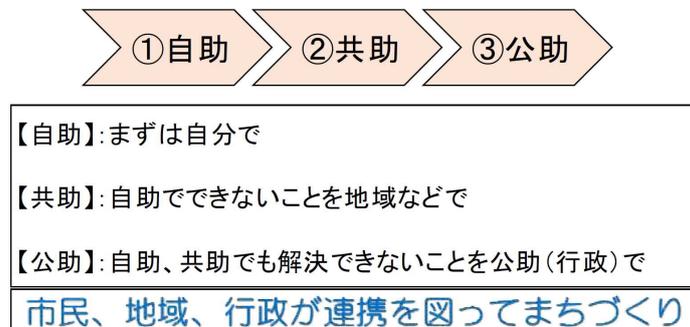
## 2. 協働のまちづくりの推進

### (1) 自助・共助・公助の考え方の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、行政だけでなく様々な活動主体が連携・協力することが必要不可欠です。

市民による日常の自助の活動を起点として、自助では解決できない問題は共助として隣近所の自治会やボランティアなどの地域で支え合い、地域でも解決できない問題は行政が公助で補完するといった自助・共助・公助の考え方を推進し、市民（市内に在住・在勤・在学する、性別・年齢・国籍・宗教などにとらわれない多様な立場の人）、地域(区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業など)、行政といった様々な活動主体が連携・協力して協働によるまちづくりを進めます。

#### まちづくりの基本的な考え方

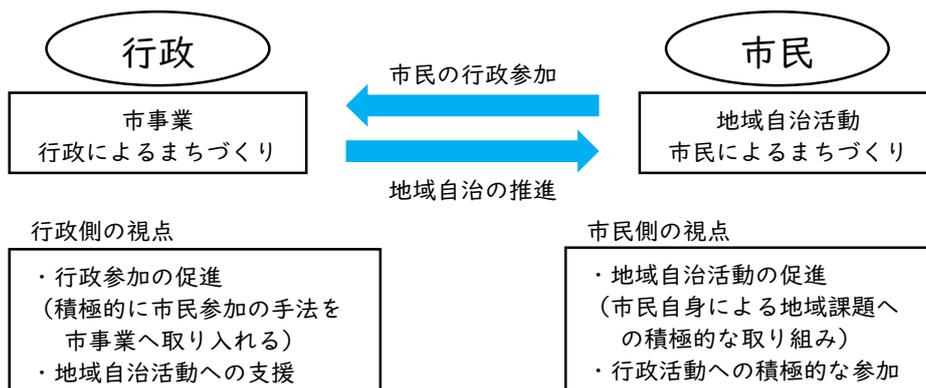


### (2) 地域自治と行政参加の推進

まちづくりは日常です。日々の暮らしそのものがまちづくりであり、市民一人一人の活動がまちづくりの基礎となります。誰もが不自由なく豊かに暮らせるようにするためには、市民一人一人が自ら住みやすい環境づくりに取り組み、地域で支え合い、行政による公的な活動との両輪でまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民と行政の双方向の関係性として、市民が主体的に取り組む地域自治の活動を行政が支援し、市民活動を充実させるとともに、市民も行政の取り組みに積極的に参加し、公助の施策をより充実させるといった市民と行政の協働の関係性が重要です。

こうした地域自治と行政参加を推進し、市民と行政による相乗効果を生み出す効果的なまちづくりを進めます。



### 3. デジタル技術活用の推進

#### (1) DX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>i</sup>の推進

DXの推進は、市民の利便性の向上だけでなく、行政運営の効率化、地域社会を活性化するための手段の一つです。

デジタル技術を効果的に活用することで、行政サービスにおいて市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化が図られることにより発生する人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げ、誰一人取り残さないまちづくりを進めます。

#### (2) ビッグデータを用いたEBPM<sup>ii</sup>（エビデンスに基づく政策立案）の推進

DXの推進は、業務の効率化や市民サービスの向上といった直接的な効果だけでなく、デジタル化された施策の利用状況などを蓄積することができるようになります。

こうしたデジタル化により得られるデータをもとに、市民ニーズを分析し、市民が求める行政サービスの効果的な政策立案を進めます。

---

<sup>i</sup>「進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させる」という概念

<sup>ii</sup>Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと